

にいがた食の安全・安心基本計画中間見直しのポイント

○ 県内4保健所に設置する食品安全広域監視班による大規模製造業や広域流通食品取扱施設に対する重点監視

食の安全確保の観点では、昨年発生しましたメラミン混入事件など、食の安全・安心を揺るがす事案を未然に防止するため、県内4保健所に設置する食品安全広域監視班による大規模製造業や広域流通食品取扱施設に対する重点監視を実施し、事業者にトレーサビリティの推進を指導します。

○ 首都圏に新潟米モニターを設置

首都圏に新潟米モニターを設置し、販売されている新潟米の品質、食味、表示などを消費者の視点から評価いただき、消費者の意見を生産と流通の現場に反映させることにより、消費者の信頼確保を図り、新潟米のブランド力の強化につなげます。

○ その他の改訂概要

1 指標の見直し

- (1) エコファーマー認定者数の目標（平成24年）を4,400人から16,000人に上方修正。
- (2) HACCP方式導入畜産農場の認定数の目標（平成24年）を150戸から290戸に上方修正。
- (3) 県ホームページ「食の安全インフォメーション」年間閲覧数の目標（平成24年）を30,000件から50,000件に上方修正。
- (4) 農家巡回による動物医薬品の適正使用指導の指標を巡回農場数から、巡回指導の結果、適正使用が遵守されている農場数に改訂。
- (5) 農薬販売店における使用方法等の十分な説明が農薬の適正使用につながることから、農業者・農薬販売店等に対する講習会受講者数を農薬販売店等に対する講習会受講者数に改訂。
- (6) 農薬管理指導士資質向上研修受講者数を農薬管理指導士の認定者数に改訂。

2 施策等の修正・追加

- (1) 食品事業者は、食品に係る健康被害や法基準違反を探知した場合、保健所への報告しなければならない旨を追記。
- (2) 農薬適正販売等に対する講習会を実施し、農薬の適正販売及び適正使用を推進。
- (3) 「食品安全GAP」の標記を「GAP」に修正し、解説を追加（用語解説）